

松山市駅前広場整備に伴う「松山市駅周辺自転車等放置禁止区域」の指定(案)について

【概要】

松山市では、「歩いて暮らせるまちづくり」を推進するため、花園町通りと銀天街をつなぎ、一日約3万人の乗降客が行き交う「松山市駅前広場」の整備を進めています。

この度、松山市駅前広場整備の一環として安全な歩行空間を確保するため、自転車等駐車場の整備を進めるとともに、新たに自転車等放置禁止区域の指定を行います。

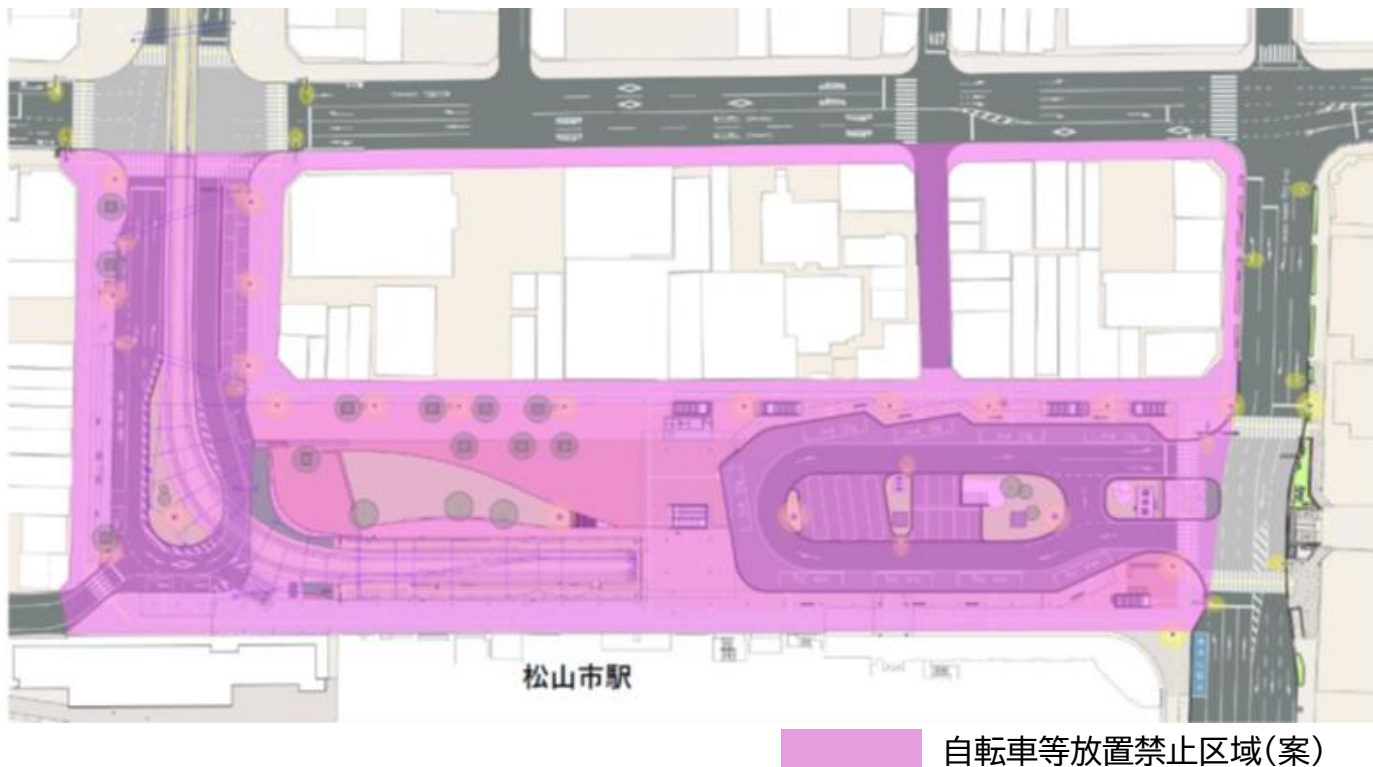
【自転車等放置禁止区域とは】

松山市自転車等の駐車対策に関する条例(平成7年条例第15号)第7条第1項の規定に基づき、自転車等駐車場が整備されている区域で、自転車等の放置により市民の良好な生活環境が阻害され、又はそのおそれがあると認められる地域を「自転車等放置禁止区域」と指定することができることとなっています。

自転車等放置禁止区域に指定されると、その区域内の道路上などに放置(利用者が自転車等を離れて直ちに移動することができない状態)された自転車や原動機付自転車は、警告後、即日撤去の対象となります。

現在、JR松山駅、大街道、銀天街東部地区周辺の3箇所を自転車等放置禁止区域に指定しています。

【松山市駅周辺自転車等放置禁止区域(案)】



【指定予定年月】

令和8年4月～5月を予定

(参考)

松山市駅周辺の駐輪場



放置自転車の状況



松山市駅前広場完成イメージ

